

# 阿智村 DX 推進計画【1.0 版】

【長野県阿智村】

## 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| DX 推進計画の策定に当たって          | 3  |
| 計画の位置付け                  | 4  |
| 計画の期間                    | 4  |
| DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは  | 5  |
| デジタル化の3分類                | 6  |
| <br>                     |    |
| 基本方針                     | 7  |
| 1 住民の視点にたった行政サービスの実現     | 8  |
| 1-1 行政手続きのオンライン化         | 8  |
| 1-2 書かない窓口               | 10 |
| 1-3 オープンデータの推進           | 11 |
| 1-4 マイナンバーカードの普及促進と利活用   | 12 |
| 1-5 アナログ規制の見直し           | 13 |
| 2 行政運営のためのデジタル改革         | 14 |
| 2-1 情報システムの標準化・共通化       | 14 |
| 2-2 AI・RPA の活用           | 15 |
| 2-3 ペーパーレス化と押印レス・キャッシュレス | 17 |
| 2-4 業務の可視化と BPR による業務改革  | 18 |
| 2-5 ICT ツールの利活用          | 19 |
| 3 デジタル化を支える基盤の整備促進       | 20 |
| 3-1 スマートシティの実現に向けた取り組み   | 20 |
| 3-2 デジタルデバイドの解消          | 21 |
| 3-3 情報セキュリティ対策           | 22 |
| 3-4 デジタル人材               | 23 |

## D X推進計画の策定に当たって

近年のデジタル技術の進展やデジタル製品・サービスの普及拡大により、私たちの価値観やライフスタイルはめまぐるしい変化をしており、さらに今後は新たな社会構造である「Society5.0」と呼ばれるデジタル化を原動力とした社会に移行していくものと見込まれています。

また、2040年頃には、老年人口の割合が生産年齢人口の割合を上回り、あらゆる場面で人手不足が深刻化することが予想されています。

さらに、新型コロナウイルスの出現により、住民の生活様式は一変させられました。テレワークなどによる働き方改革やオンライン化の推進など非接触型の考え方に基づくデジタル化で「新しい生活様式（ニューノーマル）」に対応することが求められた一方、行政では給付金など感染症対策に際してデジタル化の遅れが顕在化したこともあり、デジタル技術を活用し、社会・産業・生活のあり方を根本から変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の取組の加速が求められています。

このような状況において、令和3年（2021年）9月、これまでのIT基本法に代わりデジタル化を推進するための基本理念及び基本方針が示された「デジタル社会形成基本法」が施行されました。

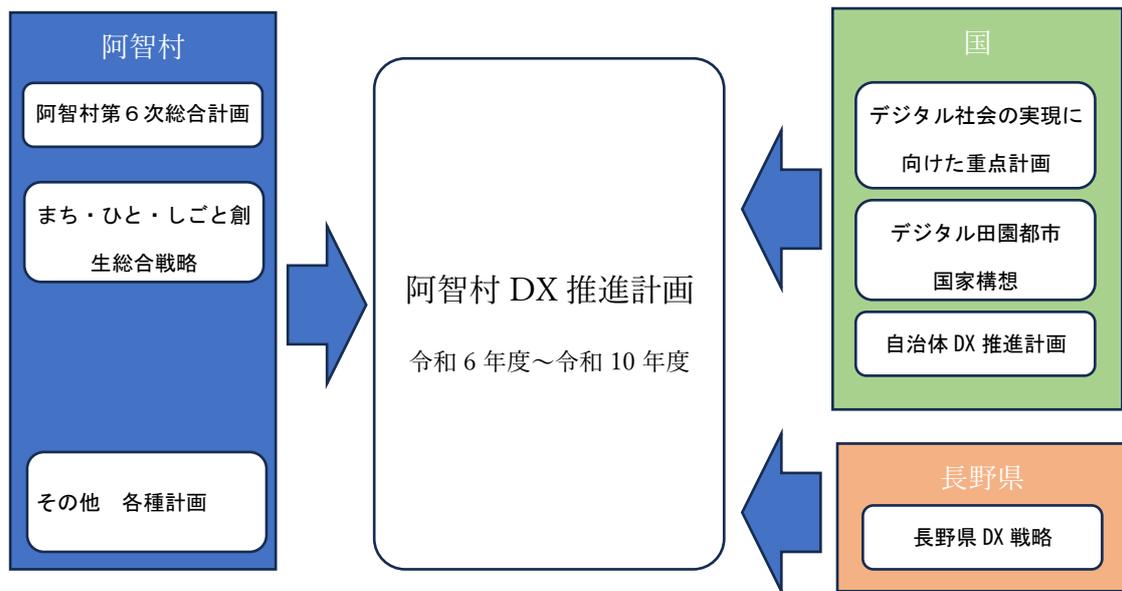
デジタル社会形成基本法に基づき、総務省が策定した「自治体DX推進計画」において、目指すべきデジタル社会のビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現に向けて自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が示されました。

また、同時期にデジタル庁が発足、国としてデジタル社会の形成に向けて積極的に取り組む姿勢が明らかにされました。

本村においても、こうした動きを踏まえ、多様化する村民ニーズに対応するために、デジタル技術を活用したサービスや行政事務の改革が急務となっています。そこで、本村のデジタル政策推進の方向性を示すとともに、本村のデジタル政策推進に向けた施策について『阿智村DX推進計画（以下「本計画」という。）』を策定します。

## 計画の位置付け

本計画は、阿智村第6次総合計画の後期基本計画（令和5年度～令和9年度）の下位計画としてSDGsの趣旨を反映しながら、総合計画の各分野における施策の実現を行政DXの側面から支援するものと位置付けます。



## 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2029）年度までの5年間とし、国の政策、情報通信技術の動向、社会情勢などの変化に応じて見直しを行います。

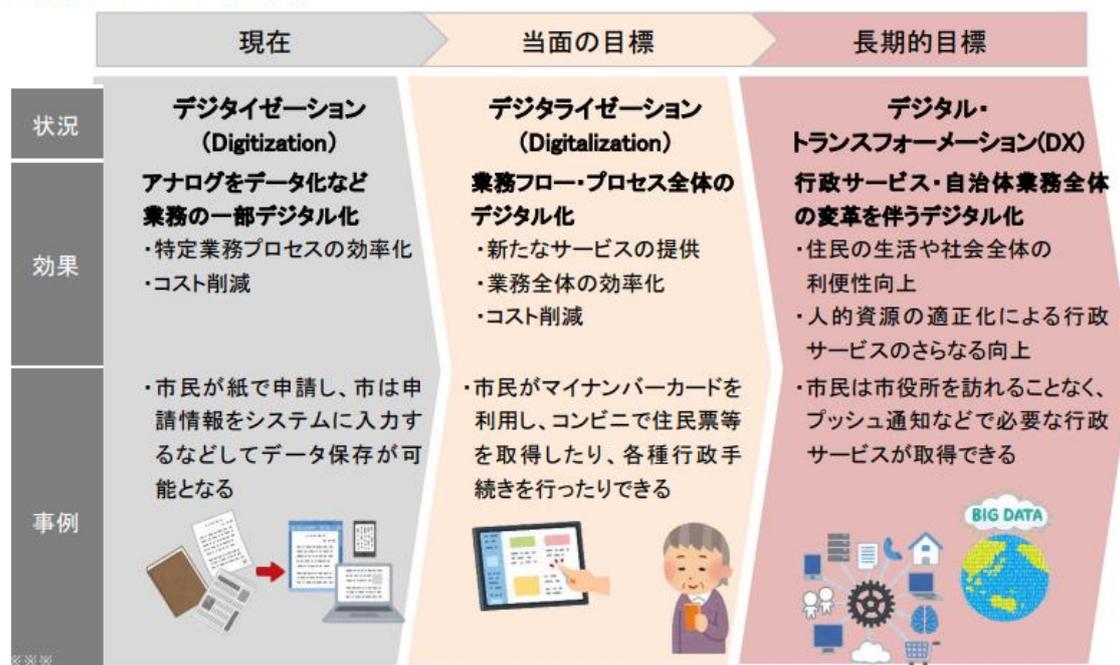
# DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

DXとは、Digital Transformation（デジタル変革）の略称であり、一般的にデジタル技術による社会経済の変革を意味しています。

デジタル技術の活用というと経費削減・人員削減・作業効率化など業務本位のICT化（情報化）の視点で検討されてしまいがちですが、DXにおいては、住民サービスの向上を目的として課題解決だけでなく新しい価値を生み出す事が主眼です。

そのため、村民にとってのサービスの見やすさ、使いやすさや村民がサービスを通して得られる感動や印象といった体験など、単なるデジタル技術の導入ではなく、デジタル技術の利点を取り入れることでこれまでとは違ったアプローチで業務のやり方を再デザイン・再構築し、その一歩先にある、新たな価値の創造を目指します。

## ■行政のデジタル化の3段階



## デジタル化の3分類

|  | 情報のデータ化<br>(Digitization)                   | 業務の ICT 化<br>(Digitalization)                | デジタルによる<br>価値創造<br>(Digital<br>Transformation)   |
|--|---|--|--|
| 内容   | アナログの情報をデジタルの形式に変換する技術的過程                   | 情報のデータ化を前提として、業務の ICT 化する業務的過程               | 情報のデータ化、業務の ICT 化を前提に、住民本位の行政、地域、社会を再構築する価値共創的過程 |
| ミッション・ビジョンの必要性<br>(組織が果たすべき使命や存在意義と組織の理想像、中長期的な目標) | 低い  |  | 高い   |
| 用語の親和性   | 業務効率化・省人化・コスト削減                             |  | UI・UX※・個別最適化                                     |
| 視点   | 業務本位  |  | 住民本位   |
| 視点   | 部分的・戦術的                                     |  | 全体的・戦略的  |
| 視点   | 業務  |  | 経営   |
| イメージ   | マイナンバーカードによって、申請書類の記入が省略できる                 | マイナンバーカードを持って、コンビニエンスストア等で自動交付機を通じて住民票を取得できる | 役場に訪れ、申請することなく、プッシュ型で必要な行政サービスが、必要としている人に提供される。  |
| 備考   | 一般的に「ICT化」「IT化」と捉えられる段階で、既存のアナログ業務を前提としている。 |  | 既存のアナログ業務や価値観を前提としない                             |

※UX (ユーザーエクスペリエンス)

UX の X は Experience の略で体験という意味です。UX とは、ユーザーが商品やサービスを通じて得られる体験を指します。商品やサービスによって、楽しんだり美しいと感じたりするだけでなく、他社製品より使いやすいなどの品質に関わるものも UX に含まれます。

# 基本方針

## 1 住民の視点にたった行政サービスの実現

### 主な取組み

- 1-1 行政手続きのオンライン化
- 1-2 書かない窓口
- 1-3 オープンデータの推進
- 1-4 マイナンバーカードの普及促進と利活用
- 1-5 アナログ規制の見直し

## 2 行政運営のためのデジタル改革

### 主な取組み

- 2-1 情報システムの標準化・共通化
- 2-2 AI・RPA の活用
- 2-3 ペーパーレス化と押印レス・キャッシュレス
- 2-4 業務の可視化と BPR による業務改革
- 2-5 ICT ツールの利活用

## 3 デジタル化を支える基盤の整備促進

### 主な取組み

- 3-1 スマートシティの実現に向けた取り組み
- 3-2 デジタルデバイドの解消
- 3-3 情報セキュリティ対策
- 3-4 デジタル人材の育成

## 【基本方針】

# 1 住民の視点にたった行政サービスの実現

## 1-1 行政手続きのオンライン化

### 概要

スマートフォン等で手続きが完結することを目指し、自治体の行政手続きをオンライン化する取組を進めています。マイナンバーカードの利用を含む行政手続きのオンライン化を進めることで、自治体の行政手続き効率化と村民の利便性向上を図ります。

なお、オンライン化に取り組むに当たっては、国の行政手続きオンライン化の3原則（デジタルファースト※1、ワンスオンリー※2、コネクテッド・ワンストップ※3）を基本的な考え方とします。

### 主な取組み

- 特に国民の利便性の向上に資する行政手続きのオンライン化※4 の利用促進を図ります。
- 引越し手続きオンラインサービスの利用促進を図ります。
- 民間サービスとの連携の研究を行います。
- 行政手続きのオンライン化の手続き拡充の検討を行います。

### 用語の解説

#### ※1 デジタルファースト

一般的にデジタルファーストとは、紙の印刷物として提供されていた書類・書籍・新聞・雑誌などを、最初から電子データで提供することです。一方で、ビジネスシーンにおいては「デジタル化を業務に取り入れる」という概念がデジタルファーストと呼ばれています。

#### ※2 ワンスオンリー

デジタル手続法の基本原則の一つとして「ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」と明記されています。簡単に言えば、各種申請書や証明書、領収書などを何度も何度も提出するような無駄を省くということです。

#### ※3 コネクテッド・ワンストップ

「民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する」ことを意味します。この原則は、引っ越しや相続の手続きなど、一度に多くの手続きが発生する場合に、それらの手続きを一度に行えるようにするというものです。

※4 特に国民の利便性の向上に資する行政手続のオンライン化

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続）※県対象 計 31手続

| 子育て関係（15手続）※市区町村対象手続         |                           | 介護関係（11手続）※市区町村対象手続       |                        | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 |                | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続  |                       |
|------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|------------------------|-----------------------|
| 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求  | 保育施設等の利用申込                | 要介護・要支援認定の申請              | 高額介護(予防)サービス費の支給申請     | 罹災証明書の発行申請            | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 児童手当等の額の改定の請求及び届出            | 保育施設等の現況届                 | 要介護・要支援更新認定の申請            | 介護保険負担限度額認定申請          | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 氏名変更/住所変更等の届出                | 児童扶養手当の現況届の事前送信           | 要介護・要支援状態区分変更認定の申請        | 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 受給事由消滅の届出                    | 妊娠の届出                     | 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 | 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請   | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 未支払の児童手当等の請求                 | 介護関係（11手続）※市区町村対象手続       | 介護保険負担割合証の再交付申請           | 住所移転後の要介護・要支援認定申請      | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 児童手当等に係る寄附の申出                | 要介護・要支援認定の申請              | 被保険者証の再交付申請               | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続  | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 児童手当に係る寄附変更等の申出              | 要介護・要支援更新認定の申請            |                           | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続  | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出     | 要介護・要支援状態区分変更認定の申請        |                           | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続  | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 | 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 |                           | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続  | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 児童手当等の現況届                    | 介護保険負担割合証の再交付申請           |                           | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続  | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |
| 支給認定の申請                      | 被保険者証の再交付申請               |                           | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続  | 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続 | 自動車税環境性能割の申告納付 | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 | 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続 |

## 1-2 書かない窓口

### 概要

「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」を実現することで、窓口の「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を目指します。

例として、窓口での申請書類の作成の際に、タブレット端末等から入力した情報と本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）の非接触 IC から読み取ったデータや券面の文字認識結果を活用することで、申請書の作成を支援します。

さらに、基幹システムへ読み取ったデータを転送することで、転記ミスや重複する入力作業の削減も見込まれます。

### 主な取組み

- 書かない窓口システムや自治体窓口 DXSaaS※1※2 導入の検討を行います。

### 用語の解説

#### ※1 窓口 DXSaaS

デジタル庁のガバメントクラウド上に、複数のベンダーに「窓口 DX に資するパッケージシステム」を  
支度していただき、そのシステムの機能を「サービスとして自治体に提供してもらう」ことで、自治体  
が窓口 DX に取り組む際のハードルを「ちょっとでも簡単にしたい」という試みです。

自治体は、自分たちでシステムを用意する必要はなく、自分たちに合ったサービスを選択肢の中から  
「選ぶ」イメージです。

#### ※2 SaaS

ソースまたはサーズと読み、クラウド上にあるソフトウェアをインターネット経由で利用できるサー  
ビスのことです。 インストール不要でベンダーが提供するクラウドサーバーにアクセスするだけでソ  
フトウェアを使うことができます。

### 1-3 オープンデータ※1の推進

#### 概要

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

#### 主な取組み

- 公開可能なデータ作成の取組みを行います。

#### 用語の解説

##### ※1 オープンデータ

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」です。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータをいいます。

## 1-4 マイナンバーカードの普及促進と利活用

### 概要

マイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ります。

### 主な取組み

- マイナンバーカードの利便性や安全性の広報を行います。
- マイナンバーカードを活用したサービス導入の検討を行います。
- コンビニ交付サービスのキオスク端末※1設置などサービスの充実を検討します。
- マイナンバーカードを活用した郵送物のデジタル化※2の検討を行います。

### 用語の解説

#### ※1 キオスク端末

店舗や公共施設、鉄道などに設置されている自立式の小型情報端末

#### ※2 郵送物のデジタル化

例として、マイナンバーカードをスマートフォンなどの NFC で読み取り本人確認し、専用のアプリなどで通知を受け取る事ができるサービス。行政側郵送料の削減や既読確認、リマインドが容易になります。また、住民側は過去の通知の履歴をいつでも確認できるようになり、用紙を紛失するリスクも減ります。

## 1-5 アナログ規制制度※1の見直し

### 概要

行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものです。こうした規制は、現代において、いわゆる「アナログ規制」として、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられます。

住民一人ひとりがデジタル社会の実現による恩恵を一層実感できるようにする観点からは、暮らしに密接に関連する行政サービスの多くを提供する地方公共団体においても、国や先行団体の取組を参考としながら、規制や手続の見直しをはじめとする自らの「構造改革」に取り組むことが重要です。

### 主な取組み

- アナログ規制の洗い出しを行い、見直しを検討します。

### 用語の解説

#### ※1 アナログ規制とは

アナログ規制とは、法令上にある「目視や対面による確認」や書面提出などの「アナログ的」な規制のことです。デジタル技術の進歩で「オンライン上での確認」や電子データ提出などで事足りると考えられるものであっても、アナログ規制により法令で目視や書面提出が義務付けられているものがあります。

## 2 行政運営のためのデジタル改革

### 2-1 情報システムの標準化・共通化

#### 概要

住民記録システムなど、村が基本的な事務を処理するための情報システム（基幹系情報システム）は、事務の処理の大半が法令で定められていますが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、「維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きい」ことや、「情報システムの差異の調整が負担となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない」こと、「住民サービスを向上させる最適な取組を、迅速に全国へ普及されることが難しい」などの課題が生じています。

こういった課題を解決するため、地方公共団体の情報システムの標準化を推進します。

#### 主な取組み

- 令和7年度までに、基幹システムの標準準拠システム※1の導入を行います。

#### 用語の解説

##### ※1 基幹システムの標準準拠システム

基幹システムの標準準拠システムとは、現在、自治体ごとに独自の情報システムが導入されており、他の自治体と情報共有や連携が難しいという課題があることから、自治体が使用する情報システムに対して一定の基準や規格を設ける。この基準や規格に準拠したシステムです。

## 2-2 AI・RPAの活用

### 概要

限られた人員の中で、持続可能で質の高い公共サービスを提供していくため、デジタル技術を活用した業務の効率化が求められています。

このような状況の中で、生成型 AI※1 や AI-OCR※2、RPA※3 を活用した、業務の効率化や定型的な業務の自動化を推進することで、職員にしかできない高度な政策立案や、さらに村民に寄り添った行政サービスの提供に業務をシフトしていくことを図ります。

### 主な取組み

- AI 文字起こしなど業務支援システムの導入を検討します。
- 生成型 AI の業務への利活用を検討します。
- AI-OCR の導入を検討します。

### 用語の解説

#### ※1 生成型 AI

AI を用いてクリエイティブな成果物を生み出すことができるのが特徴的で、生成できるものは楽曲や画像、動画、プログラムのコード、文章など多岐にわたります。生成 AI は AI が自ら答えを探して学習する「ディープラーニング（深層学習）」を用いて構築された機械学習モデルであり、AI の中では比較的新しく生まれたモデルです。

#### ※1-2 AI

AI とは、Artificial Intelligence（人工知能）の略です。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味します。

### ※2 AI-OCR

AI OCRとはAI技術を活用したOCRの仕組みやサービスのこと。海外ではICR (Intelligent Character Recognition)と呼ぶこともあります。AIの特徴である機械学習やディープラーニングによって、文字の補正結果を学習し、文字認識率を高められます。

### ※3 RPA

RPAとは「Robotic Process Automation」の略語で、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のことです。RPAはパソコン上で人が日常的に行っているマウス操作やキーボード入力などの操作手順を記録し、それを高速で正確に実行することができます。

## 2-3 ペーパーレス・押印レス・キャッシュレスの推進

### 概要

職員の業務効率化やテレワーク推進のための「ペーパーレス※1」化と、申請、届出の負担軽減や手続きのオンライン化のための「押印レス※2」、並びに公の施設や行政サービスに係る手数料収納における「キャッシュレス※3」化をそれぞれ推進します。

### 主な取組み

- 会議の資料を紙からデータに順次移行できるよう検討します。
- 押印の義務付けの廃止を行います。
- 窓口で電子マネーなどで支払いできるよう検討します。

### 用語の解説

#### ※1 ペーパーレス

紙媒体を電子化してデータとして活用・保存することを指します。「ペーパーレス」や「ペーパーレス化」と表記・呼称するケースもあります。ビジネスにおいては、紙で運用されていた文書・資料を電子化して、業務効率改善やコスト削減を図ることをペーパーレス化と呼びます。

#### ※2 押印レス

①法令等に基づき押印が義務付けられている場合を除き、原則として申請書等における押印の義務付けを廃止します。②書面、対面に限っていた行政手続きのオンライン化を図ります。

#### ※3 キャッシュレス

現金を用いない決済方法のこと。現在ではクレジットカード、電子マネー、デビットカード、プリペイドカード、QRコード決済の5種類が代表的な決済方法です。これらのキャッシュレス決済手段は、現金決済が年々減少していく中で、私たちの生活にとってより身近な存在になりつつあります。

## 2-4 BPR※・EBPM※による業務改革

### 概要

業務の一連の工程, 作業, 業務など (ビジネスプロセス) を業務改善と異なり部分的な改革ではなく、業務の内容やフロー、組織構造や製造、サービス展開など、業務における問題点を徹底的に見直すことを推進します。

また、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとするよう図ります。

### 主な取組み

- 業務を効率化するための全庁的な見直しを行います。

### 用語の解説

#### ※1 BPR

BPR (ビジネスプロセス・リエンジニアリング) とは、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。

#### ※2 EBPM

EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとすることです。

## 2-5 ICT ツールの利活用

### 概要

様々な課題（地域経済の活性化、大規模災害対策等）に対応するため、様々な分野（農林業、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等）における ICT※1 の効果的な利活用促進します。

### 主な取組み

- 電子決済、文書管理システムの導入を検討します。
- ノーコードツール※2の検証と導入を検討します。
- ICT ツールの効果的な利活用を検討します。

### 用語の解説

#### ※1 ICT

ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

#### ※2 ノーコードツール

ノーコードツールとは、あらかじめ用意された部品を組み合わせることで、プログラミングやシステム開発の知識がなくても、誰でも簡単にアプリケーションや Web サイトを製作できるツールのことです。

## 3 デジタル化を支える基盤の整備促進

### 3-1 スマートシティ※1の実現に向けた取り組み

#### 概要

IoT や AI などの先端技術の活用や、エネルギーや交通網などのインフラを効率化することで、生活やサービスの質を向上させ、村民が住みやすい地域を目指します。

#### 主な取り組み

- デジタル技術を活用して地域の課題解決を図るための産学官民連携の仕組みを検討します。

#### 用語の解説

##### ※1 スマートシティ

スマートシティは、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0 の先行的な実現の場と定義されています。

##### ※2 Society 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

## 3-2 デジタルデバイド※1の解消

### 概要

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差を解消するための様々な施策を検討推進します。また、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する地域格差の是正と地域間デジタルデバイドが発生した際にはその解消を図ります。

### 主な取組み

- スマートフォン教室の実施を検討します。
- 地域間格差の是正を目指します。

### 用語の解説

#### ※1 デジタルデバイド

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指し、通常「情報格差」

#### ※2 地域間デジタルデバイド

地域間デジタルデバイドとは、国内の都市部と地方部といった地域ごとの情報格差のことです。特に過疎化している地域では、電話回線やインターネット通信などの ICT インフラが充実していない傾向にあり、特に 5G（第 5 世代移動通信システム）などはインフラが整っている都市部との情報格差が生じています。

### 3-3 情報セキュリティ対策

#### 概要

インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように、必要な対策を実施します。

#### 主な取組み

- 庁内ネットワーク環境のセキュリティの強靱化を図ります。
- エンドポイントセキュリティ※1導入の検討を行います。

#### 用語の解説

##### ※1 エンドポイントセキュリティ

エンドポイントセキュリティとは、PC やスマートフォン、サーバーのようなインターネットや庁内 LAN、仮想環境下の末端に接続された端末を、サイバー攻撃から守るためのセキュリティ対策を指します。

### 3-4 デジタル人材※1の育成

#### 現状と課題

専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する人材を「デジタル推進人材」として育成するための施策を検討します。

#### 主な取組み

- デジタル人材の育成のための施策を検討します。

#### 用語の解説

##### ※1 デジタル人材

デジタル人材とは、DXを担う人材であり最先端のデジタル技術を活用して企業等に対して新たな価値提供ができる人材のことをいいます。時代によって最先端のデジタル技術は変化していきますが、現在「IoT」「AI」「生体認証」「クラウド」「5G」「ビッグデータ」といった技術が対象と考えられています。